

議案第118号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～5 [略]		1～5 [略]	
6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（ <u>本人の責によらない事由による個人番号又は住民票コードの変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他のやむを得ない事由による場合</u> の再交付を除く。）	[略]	6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>以下「番号法」という。</u> ）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（ <u>個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合</u> の再交付を除く。）	[略]
		7 <u>番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記領域の余白がなくな</u>	1枚につき 500円

		った場合、個人番号 若しくは住民票コー ド変更により返納し た場合又は国外転出 により返納した場合 の再交付を除く。)
<u>7</u> [略]		<u>8</u> [略]
<u>8</u> [略]		<u>9</u> [略]
<u>9</u> [略]		<u>10</u> [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。